

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
110	尼崎市 予防接種事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年1月31日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	<p>予防接種事務を遂行するに当たり、保健衛生システムを利用し予防接種法(施行令)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>①定期予防接種及び臨時予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理            ②定期予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧(高齢者インフルエンザを除く。)            ③健康被害の救済措置による給付に関する事務            ④定期予防接種及び臨時予防接種の実費徴収に関する事務            ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に係る対象者の把握等事務処理</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;            ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。            ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	保健衛生システム
②システムの機能	<p>①接種情報入力機能            選択した対象者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を入力する。            ②接種情報照会機能            選択した対象者の予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等の情報を表示する。また、氏名、住所、生年月日、年齢等の情報を併せて表示する。            ③実施依頼書の発行に関する機能            選択した対象者に係る他市町村長あての実施依頼書を発行する。また、発行履歴を管理する。            ④接種勧奨に関する機能            接種勧奨に係る指定した予防接種の対象者や未接種者を抽出し、一覧表、宛名シールを出力する。            ⑤接種情報の統計に関する機能            予防接種台帳から統計資料を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ○ ] 庁内連携システム            [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ○ ] 既存住民基本台帳システム            [ ○ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム            [ ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	<p>&lt;統合宛名管理機能&gt;            ①統合宛名管理機能            団体内統合宛名番号に関する各種管理機能(付番、通知、保守等)            ②名寄せ管理機能            名寄せに関する各種管理機能(名寄せ検索、同一人紐付け機能等)            &lt;データ連携機能&gt;            ③業務システム連携            各業務システムとの各種データ連携機能(宛名情報等)            ④中間サーバー連携            中間サーバーとの各種連携機能(符号管理、情報提供等)</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 中間サーバー、庁内の業務システム ）
-------------	---

### システム3

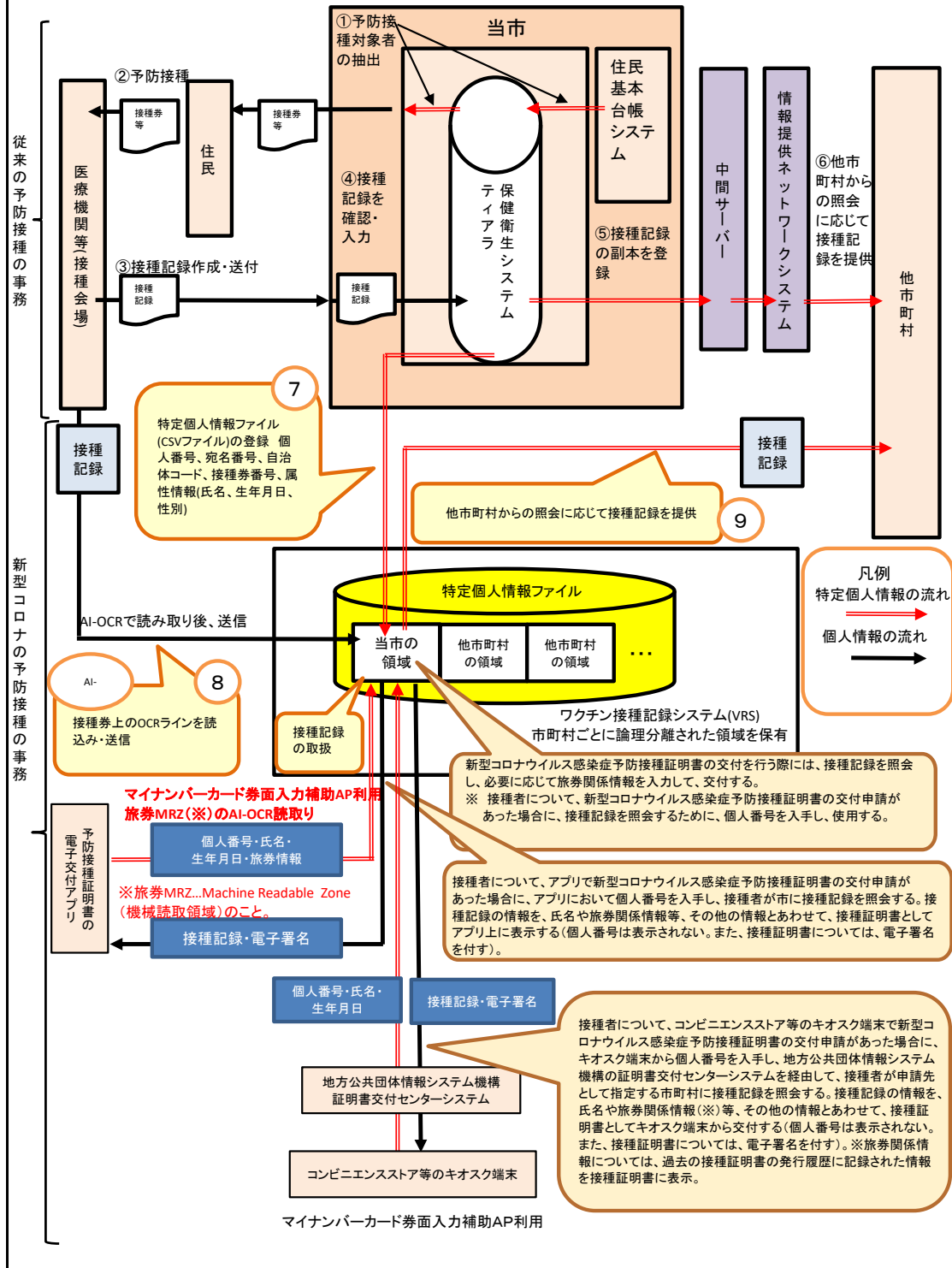
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(中間サーバー機能要件)</p> <p>①符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑦情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑧データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑨セキュリティ管理機能 情報提供ネットワークシステムの仕様に合わせて見直しが見直しが実施されることから、現時点で未確定。</p> <p>⑩職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑪システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> <p>⑫お知らせ機能 お知らせ情報送信、お知らせ状況確認、お知らせ情報取消を行う機能。</p> <p>⑬自己情報提供機能 自己情報提供状況及び提供内容の確認。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （

### システム4

①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</p> <p>②接種記録の管理</p> <p>③転出/死亡時等のフラグ設定</p> <p>④他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （ 保健衛生システム ）

システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
予防接種ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	①予防接種法等関連法令にもとづき、適切な予防接種時期や正確な接種実施状況について把握するため。 ②健康被害発生時に、迅速な救済を遂行するため。
②実現が期待されるメリット	①予防接種状況の把握により、対象者への確な接種勧奨を行うと共に、当該疾病の蔓延の防止を図る。 ②接種履歴記録の管理・保管により、正確で効率的な事務が可能となる。 ③健康被害発生時に、接種状況等の確認・把握することで、迅速な救済を遂行する。 ④市民からの予防接種歴に関する問い合わせについて、正確かつ迅速な対応を行う。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第1 項番10及び93の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・情報提供の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 項番16の2、16の3及び115の2 ・情報照会の根拠 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第2 項番16の2、17、18、19及び115の2
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	感染症対策担当
②所属長の役職名	感染症対策担当 課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



- (備考)
- <新型コロナウイルスワクチン以外の予防接種事務について>
- ① 予防接種対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得し、抽出した対象者へ予防接種関係書類(予診票等)を送付
  - ② 接種対象者が医療機関等へ予診票を持参、予防接種を受ける。
  - ③ 医療機関等から予診票が市へ提出される。
  - ④ 確認後、接種歴を保健衛生システムへ入力
  - ⑤ 予防接種履歴を中間サーバーへ副本登録
  - ⑥ 他市町村からの照会に応じて接種記録を提供
- <新型コロナウイルスワクチンの予防接種事務について>
- ① ② 対象者を抽出し接種券を送付、接種対象者が医療機関等へ接種券を持参し予防接種を受ける)
  - ⑦ 特定個人情報ファイル(CSV)の登録(個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、氏名、生年月日、性別)
  - ⑧ 接種券上のOCRラインを読み込み・送信
  - ⑨ 他市町村からの照会に応じて接種記録を提供

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法により実施された予防接種の記録のある市民(転出、死亡などの事由により住民票が削除された者を含む。)
その必要性	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を適正に実施するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<個人番号、その他識別情報> 情報連携において対象者を正確に特定し、特定個人情報を適切に提供するため。 <4情報、その他住民票関係情報> 予防接種事務の対象者を正確に把握するため。 <健康・医療関係情報> 予防接種台帳における予防接種情報を適正に記録・保管するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	感染症対策担当

**3. 特定個人情報の入手・使用**

<p>①入手元 ※</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 住民登録担当部署 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( 一般社団法人尼崎市医師会等 )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>				
<p>②入手方法</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム )</p>				
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①住民基本台帳とのシステム間連携により、1日1回、自動的に入手。</p> <p>②予防接種実施医療機関より、接種情報が記載された予診票を月次単位で入手。</p> <p>③健康被害救済制度に関する申請の都度入手。</p> <p>④その他、必要となる都度入手。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>①転入時に転出元市町村への接種記録の照会が必要になる都度</p> <p>②他市区町村から接種記録の照会を受ける都度</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>				
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>本人情報の正確性を確認するために住基情報を取得し、また、接種歴を適切に記録・保管する必要がある(予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8)</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>①当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</p> <p>②当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>				
<p>⑤本人への明示</p>	<p>・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</p> <p>・予診票に、市に提出される旨を明記の上、本人(保護者)から署名を得ている。</p> <p>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</p> <p>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>接種対象者の年齢等接種要件、接種履歴の管理により、正確な予防接種事務を遂行するため。</p>				
<p>変更の妥当性</p>					
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1691 454 1724"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="454 1691 1474 1724"> <p>保健部 感染症対策担当、北部保健福祉センター 北部地域保健課、南部保健福祉センター 南部地域保健課、新型コロナウイルスワクチン担当</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1724 454 1789"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="454 1724 1474 1789"> <p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>保健部 感染症対策担当、北部保健福祉センター 北部地域保健課、南部保健福祉センター 南部地域保健課、新型コロナウイルスワクチン担当</p>	<p>使用者数</p>	<p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>保健部 感染症対策担当、北部保健福祉センター 北部地域保健課、南部保健福祉センター 南部地域保健課、新型コロナウイルスワクチン担当</p>				
<p>使用者数</p>	<p>[ 50人以上100人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				



<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;          ①予防接種台帳として、予防接種履歴の入力や検索、閲覧を行う。          ②接種勧奨等にあたり、指定した予防接種の対象者や未接種者の抽出を行う。          ③他市町村への予防接種実施依頼書の発行管理を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;          ①本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。          ②本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。          ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;          予診票に記載されている予防接種を受けた者の情報や各種申請書に記載されている申請者等の情報と、保健衛生システムで保有する基本4情報ほか住民票関係情報との突合を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;          本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( 1 ) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守・運用業務	
①委託内容	保健衛生システムの保守・運用に係る業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
その妥当性	健康管理システム等保守・運用委託のため、取り扱いファイルの範囲は全体が対象となる。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 (本市庁舎内の保守用端末を直接操作。)	
⑤委託先名の確認方法	尼崎市情報公開条例(平成16年12月27日 条例第47号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	①事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、個人情報の取扱いやセキュリティ対策等のデータ保護が十分に講じられていることを確認したうえで許諾している。 ②なお、再委託の相手方は、委託先と資本関係のあるグループ事業者であり、当該システムの開発に参画していた事業者であることから、保守・運用業務において、リスクが拡大する恐れはない。
	⑨再委託事項	保健衛生システム保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。 (再委託先:富士通Japanソリューションズ九州株式会社)
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	

③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項3</b>		
窓口受付・証明書交付等業務		
①委託内容	接種券の発行・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行の受付・作成・交付等業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
	その妥当性	柔軟性のある運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、行政サービスの向上を図るため。
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 住民基本台帳システム端末の直接操作を行うため、特定個人情報ファイルの提供は発生しない。)	
⑤委託先名の確認方法	尼崎市情報公開条例(平成16年12月27日 条例第47号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社JTB	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 2 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番16の2及び16の3
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種法による予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	尼崎市長が予防接種法に基づき実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供の求めがある都度
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 項番115の2
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する記録
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	尼崎市長が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき実施する予防接種を受けた者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先3	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第15号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS) )
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

**6. 特定個人情報の保管・消去**

①保管場所 ※

＜尼崎市における措置＞  
 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。  
 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  
 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜保健衛生システムにおける措置＞  
 特定個人情報は、施錠管理されたOA室内に設置したサーバーに保管しており、サーバーへのアクセスはID・パスワードが必要な運用としている。

＜紙媒体における措置＞  
 特定個人情報が記載された紙文書については、施錠管理を行っている書庫やキャビネット等に保管している。

＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞  
 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。

- ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。
- ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。
- ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。
- ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。
- ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能＞  
 ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。

＜新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付＞  
 ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。

②保管期間	期間	[ 5年 ] ＜選択肢＞ 1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年 4) 3年                              5) 4年                              6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満          9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	予防接種施行令第6条の2に基づき、少なくとも5年間は保存を行うことが規定されているため。

③消去方法

＜尼崎市における措置＞  
 統合宛名システムにおいて、団体内統合宛名番号で管理する必要がなくなった時点で、不要な特定個人情報は随時システムから削除する。またディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する措置を行うとともに、職員が当該措置の完了まで立ち会いを行うなどし、確実な履行を担保する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

＜健康管理システムにおける措置＞  
 削除対象となる年度の情報については、システム運用業務委託会社により一括して消去を行う。

＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞  
 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。  
 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。  
 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

**7. 備考**

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

＜識別情報＞

- ①個人番号
- ②健管番号
- ＜連絡先等情報＞
- ③氏名
- ④性別
- ⑤生年月日
- ⑥住所
- ⑦世帯主
- ⑧続柄
- ⑨保健センター区分
- ⑩行政区
- ⑪住民区分
- ⑫住民異動日
- ⑬住民となった日
- ⑭住民と定めた日
- ⑮住民でなくなった日
- ⑯削除区分
- ⑰外国人英字氏名
- ⑱外国人漢字氏名
- ⑲通称名使用区分
- ⑳通称名
- ＜業務関係情報＞
- ㉑予防接種種別
- ㉒接種日
- ㉓接種機関
- ㉔ワクチンメーカー
- ㉕Lot.No
- ㉖接種量
- ㉗診察区分
- ㉘行政措置区分
- ㉙備考

＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞

- ⑩個人番号
- ⑪宛名番号
- ⑫自治体コード
- ⑬接種券番号
- ⑭属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ⑮接種状況(実施/未実施)
- ⑯接種回(1回目/2回目/3回目)
- ⑰接種日
- ⑱ワクチンメーカー
- ⑲ロット番号
- ⑳ワクチン種類(※)
- ㉑製品名(※)
- ㉒旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ㉓証明書ID(※)
- ㉔証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①情報入手の際、本人確認書類の確認や住民票情報との突合を行うことで、本人確認を厳格に行う。</p> <p>②予防接種歴等の入力内容については、複数の職員による確認を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>②転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付&gt; 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①保健衛生システムには、予防接種に関する情報しか入力できない。</p> <p>②予防接種歴等の入力内容については、複数の職員による確認を行う。</p> <p>③本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p>④不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム等における追加措置&gt;(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①届出は定型書式とし、本人確認を徹底して行う。</p> <p>②健康管理システムの利用時には、個別ID、パスワードを要する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①窓口申請等で個人番号を入手する場合、個人番号カードや通知カードの提示により、確認する。</p> <p>②本人確認には、番号法第16条及び施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>窓口申請受付時は、個人番号カードもしくは通知カードと身分証明書の組み合わせによる確認を行う等、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づいた確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>システムで確認した特定個人情報と突合する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>①券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>②券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①健康管理システムは専用回線ネットワークを使用している。</p> <p>②紙媒体で入手した場合は、来庁者が立ち入れない施設できる場所に保管する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p>	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<p>①統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けはシステム的に不可能である。</p> <p>②統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>①保健衛生システムには予防接種事務に関するデータのみ保管しており、他の情報と紐付けをしていない。</p> <p>②予防接種事務の通常業務に係る機能では、個人番号にはアクセス・表示できない。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞                  接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由で ワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p style="padding-left: 100px;">3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[     行っている     ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">1) 行っている            2) 行っていない</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">具体的な管理方法</div>	<p>＜保健衛生システムにおける措置＞                  保健衛生システムを利用する必要がある職員を特定し、個別に付与されたID・パスワードによる認証を行っている。</p> <p>＜統合宛名システムにおける措置＞                  ①システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</p> <p>②なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞                  権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</li> <li>・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[     行っている     ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">1) 行っている            2) 行っていない</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">具体的な管理方法</div>	<p>＜予防接種全般＞                  ①異動や権限変更の際には、決裁の上、システムに反映させている。                  ②不要となったIDやアクセス権限はその都度、変更または削除し、定期的に確認を行う。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞                  ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の管理	<p>[     行っている     ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p style="padding-left: 100px;">1) 行っている            2) 行っていない</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">具体的な管理方法</div>	<p>＜予防接種事務全般＞                  ①端末操作の資格を有するもののアクセス権限をデータ化し、管理を行っている。                  ②ユーザID及びアクセス権限の確認を定期的に行い、不要となったIDやアクセス権限は無効化する。</p> <p>＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞                  ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①端末からの参照・更新アクセスログの記録(記録内容:処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報)を行う。</p> <p>②バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①アクセスログの取得及び定期的に解析する仕組みを構築し、不正利用された場合にログを追跡できるようにしている。</p> <p>②職員向けに研修を行うとともに、定期的に自己点検を行っている。</p> <p>③委託業者の従業者に対し、教育・研修の実施を義務付ける。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;予防接種事務全般&gt;</p> <p>①事務端末へは、特定個人情報ファイルの複製・保存はできない仕組みとしている。</p> <p>②システムのバックアップデータ等は、アクセス権限者のみアクセスできる仕組みとし、厳重な管理を行う。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。</li> <li>・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。</li> <li>・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。</li> </ul> <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	入札の仕様書に、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件に含めている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあつての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	① 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ② 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限とし、厳重なアカウント管理により、システム上で操作権限を制限する。 ③ 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	① システム保守時におけるログイン記録や、作業端末へのログイン記録を残している。 ② 特定個人情報ファイルの使用履歴については、ユーザーID、操作日時、事務種別や処理事由等を記録し、毎日蓄積・保存している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                  2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	① 当市が承認した再委託者を除く第三者への提供は認めず、当市の承認がある場合以外特定個人情報の複写・複製を認めない。 ② 再委託の場合には、委託先と同様の安全管理措置を遵守するよう義務付けている。 ③ 委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	① 業務目的外の特定個人情報の利用及び提供を禁止している。 ② 情報セキュリティポリシー等のうち委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明する。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている                                  2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	システムの保守・運用を行う事業者は当市に訪問し、本市のシステム環境のみで特定個人情報の取扱いを行い、持ち出し等はできない仕組みになっているため、定める必要はない。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	尼崎市情報セキュリティ対策基準等に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。 ①直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ②データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ③データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ④データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ⑤データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ⑥事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。 ⑦委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	①許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 ②再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 - 秘密保持義務 - 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 - 特定個人情報の目的外利用の禁止 - 漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 - 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 - 従業者に対する監督・教育 - 契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ③また、再委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	ワクチン接種記録システム(VRS)の全国統一の運用方法に基づいて、VRS上でのみ情報提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号が保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ①特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムの運用における措置&gt;            番号法の規定に基づき、各業務と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、法規定やセキュリティポリシーに従い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;            統合宛名DBと税総合システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBはLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;            ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がどういう目的で入手したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。)            ・取得したログは定期的に確認を行う。            ・番号法及び条例上認められる入手以外受け付けないようにする。            ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;            中間サーバとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  統合宛名DBと健康管理システムは庁内基幹系ネットワークで、中間サーバと統合宛名DBはLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリスクはない。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt;中間サーバの運用における措置&gt;  ①統合宛名システムを介して情報照会、情報提供を行う業務はそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止する。  ②統合宛名システムを介さない情報照会、情報提供を行う業務もそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報漏えい・紛失することを防止するとともに、その記録を本市の統合宛名管理基準に従い、管理する。  ③適切なユーザーの個人認証の管理を行い、人事異動等で権限のない職員が入手できないようにする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  端末操作者の資格情報に基づき、番号法上求められた職員権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスできない仕組みで、既存の権限を超えた情報提供については、担当課からの依頼で情報政策室において許可を出す仕組みのため、安全は確保される。</p> <p>&lt;中間サーバ・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。  ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバの運用における措置&gt;  ①情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特定個人情報をどの職員がいつどのような目的で提供したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。)  ②取得したログは定期的に確認を行う。  ③番号法及び条例上認められる提供以外行わないようにする。  ④他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>



リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;            提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。            ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;            ①統合宛名システムを介して情報照会、情報提供を行う業務はそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。            ②統合宛名システムを介さない情報照会、情報提供を行う業務もそのやりとりについて記録を行い、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止するとともに、その記録を本市の統合宛名管理基準に従い、管理する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名業務システムの運用における措置&gt;            ・中間サーバーに登録されている情報を適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。また、情報提供の際は中間サーバーを経由した相手先はシステムにより担保されているが、誤った相手に提供していないことを事後確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。            ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。            ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。            (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。            ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。            ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<尼崎市における措置> ①電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所に保管し、施錠をしている。 ②停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ③火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ④新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。 ⑤事業者等が外部からサーバ室へ入退室する際は、電子記録媒体等の機器類の持ち込みがある場合には入館届にて事前提出させ、承認することとしている。 ⑥中間サーバー接続端末等は、尼崎市セキュリティ対策基準で定める上記の電子計算機と同等以上の管理対策を実施する。 <統合宛名システムにおける措置> ①入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。 ②サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<尼崎市における措置> ①ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ②コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ③WindowsのOS等には適切にパッチ適用を実施している。 <統合宛名システム> 不正接続防止をアドレス認証により行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	本市の委託事業者が令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報(全市民の住民基本台帳の情報等)を含むUSBメモリーの入ったカバンを一時的に紛失したものの	
再発防止策の内容	①市付属機関の調査委員会を条例設置、②「個人情報保護と情報セキュリティの遵守」及び「委託契約内容の再点検等」を全庁内に指示、③サーバー室などへの委託事業者入室制限、④契約関係書類の一部改正、⑤職員向けのリスクアセスメント能力向上研修の実施、⑥情報セキュリティ関係規程の改正作業 など	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施し、保管している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システム情報は、統合宛名システム連携により最新情報へ更新されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>①定められたデータは、予防接種施行令第6条の2に基づき、少なくとも5年は保存することが規定されている。</p> <p>5年経過後は、健康被害の発生時等に予防接種との因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から接種履歴はシステムにおいてデータで保管する。</p> <p>また、保管しているデータの必要性が無くなった際には特定個人情報をシステムにおいて適切な方法で消去する。</p> <p>なお、今後のワクチン接種記録システム(VRS)の運用については現段階では定まっておらず、新型コロナウイルスワクチン接種事務が終了するまでか、終了後もシステムが運用されるかは国により示されていない状態であり、運用が終了される場合には、国からの指示に従い、当該特定個人情報を適切に処分(又は処理)する。</p> <p>VRSの終了後も、接種履歴については先に記載の理由から保健衛生システムにおいてデータで保管し、保管する必要性が無くなった際には特定個人情報をシステムにおいて適切な方法で消去する。</p> <p>②紙媒体は、職員同席のもと、外部業者による溶解を実施している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;尼崎市における措置&gt; 尼崎市情報セキュリティ対策基準に基づき、毎年度及び必要に応じて担当部署ごとに自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;尼崎市における措置&gt; 尼崎市情報セキュリティ対策基準に基づき、必要に応じて情報セキュリティ対策状況について監査を行うこととしている。(監査先は、委託先・再委託先事業者を含む。)</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;職員に対する個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修&gt; ①新規採用職員や人事異動等により新たに配属された職員等に対しては必ずセキュリティポリシー研修を実施 ②所属長に対しては、情報セキュリティ事件・事故事例等について紹介しながら、所属長の管理者としての責務についての研修を実施 ③H28.1月に尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針を、2月に尼崎市特定個人情報取扱規程を制定し、全課長級職員を対象に研修を実施 - 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 - 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 総務局 行政法務部 公文書管理担当
②請求方法	尼崎市個人情報保護条例(平成16年尼崎市条例第48号)の次の規定による。 開示請求: 第13条 訂正請求: 第26条 利用停止請求: 第34条
特記事項	
③手数料等	[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span>  手数料額: 無料。ただし、実費弁償分については公文書作成費用として (手数料額、納付方法: 複写機にて作成したものは10円/1枚 ) 納付方法: 来庁の場合は現金、郵送の場合は郵便切手
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-0052 兵庫県尼崎市七松町1丁目3番1-502号 尼崎市 保健担当局 保健部 感染症対策担当
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月17日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取の実施について、尼崎市広報紙に記事を掲載し、ホームページ及び本庁舎・各出張所にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール及び事務担当課への持参による。
②実施日・期間	令和4年8月15日から令和4年9月15日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年10月19日
②方法	尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会第三部会において第三者点検を実施する。
③結果	評価書の記載内容について、次のとおり意見が出されたことから、当該意見をもとに評価書を修正する。 ①システム保守・運用業務を担う委託業者の再委託先も記載するべきではないか。 ②令和4年6月21日に発生した個人情報を含むUSBメモリの紛失事案について、過去3年以内に評価実施機関における個人情報に関する重大事故として記載すべきではないか。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	I-7-②	課長	感染症対策担当 課長		
令和4年5月31日	II-3-③	転出先市町村	他市区町村		
令和4年5月31日	II-3-④	転出先市区町村	他市区町村		
令和4年5月31日	II-3-⑦	新型コロナウイルス対策支援第一担当	新型コロナウイルスワクチン担当		
令和4年5月31日	II-3-⑧	転出先市区町村	他市区町村		
令和4年5月31日	別添2	㊸接種回(1回目/2回目)	㊸接種回(1回目/2回目/3回目)		
令和4年5月31日	III-2-〈追加措置〉①	転出先市区町村	他市区町村		
令和4年5月31日	III-5-リスク2-リスクに対する措置の内容	転出元市区町村	他市区町村		
令和4年5月31日	III-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	転出元市区町村	他市区町村		
令和4年5月31日	III-5-リスク3-リスクに対する措置の内容	<p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>	<p>当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号が保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。</p>		
令和4年5月31日	III-5-特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。</p>	<p>②特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>		



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月31日	Ⅲ-7-リスク3-手順の内容	①定められたデータ保存年限経過後、ファイル消去を行う。	①定められたデータは、予防接種施行令第6条の2に基づき、少なくとも5年は保存することが規定されている。 5年経過後は、健康被害の発生時等に予防接種との因果関係について、接種後長い期間を経てから判明することもあり得ること等から接種履歴はシステムにおいてデータで保管する。 また、保管しているデータの必要性が無くなった際には特定個人情報をシステムにおいて適切な方法で消去する。 なお、今後のワクチン接種記録システム(VRS)の運用については現段階では定まっておらず、新型コロナウイルスワクチン接種事務が終了するまでか、終了後もシステムが運用されるかは国により示されていない状態であり、運用が終了される場合には、国からの指示に従い、当該特定個人情報を適切に処分(又は処理)する。 VRSの終了後も、接種履歴については先に記載の理由から保健衛生システムにおいてデータで保管し、保管する必要性が無くなった際には特定個人情報をシステムにおいて適切な方法で消去する。		
令和4年5月31日	V-1-①	総務局 情報化推進担当 情報公開・統計担当	総務局 行政法務部 公文書管理担当		
令和4年5月31日	V-2-①	尼崎市 健康福祉局 保健部 感染症対策担当	尼崎市 保健担当局 保健部 感染症対策担当		
令和4年6月17日	I-2-システム4-②	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		
令和4年6月17日	(別添1)事務の内容-表下部	記載なし	コンビニ交付について追記		
令和4年6月17日	II-3-②	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	II-3-⑤	・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		
令和4年6月17日	II-4-委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
令和4年6月17日	II-4-委託事項2-①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
令和4年6月17日	II-4-委託事項2-②-その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。		